

議案第117号

財産の取得について

下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和62年つくば市条例第22号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年12月6日

つくば市長 五十嵐立青

記

1 取得する財産

土地

- (1) 所在地 中根・金田台特定土地区画整理事業地内D34街区2画地外6筆
- (2) 地積 合計6,504.09㎡

2 取得金額 金193,171,473円

3 取得目的 国指定史跡「金田官衙遺跡」保存（活用事業）用地として取得

4 財産所有者 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部

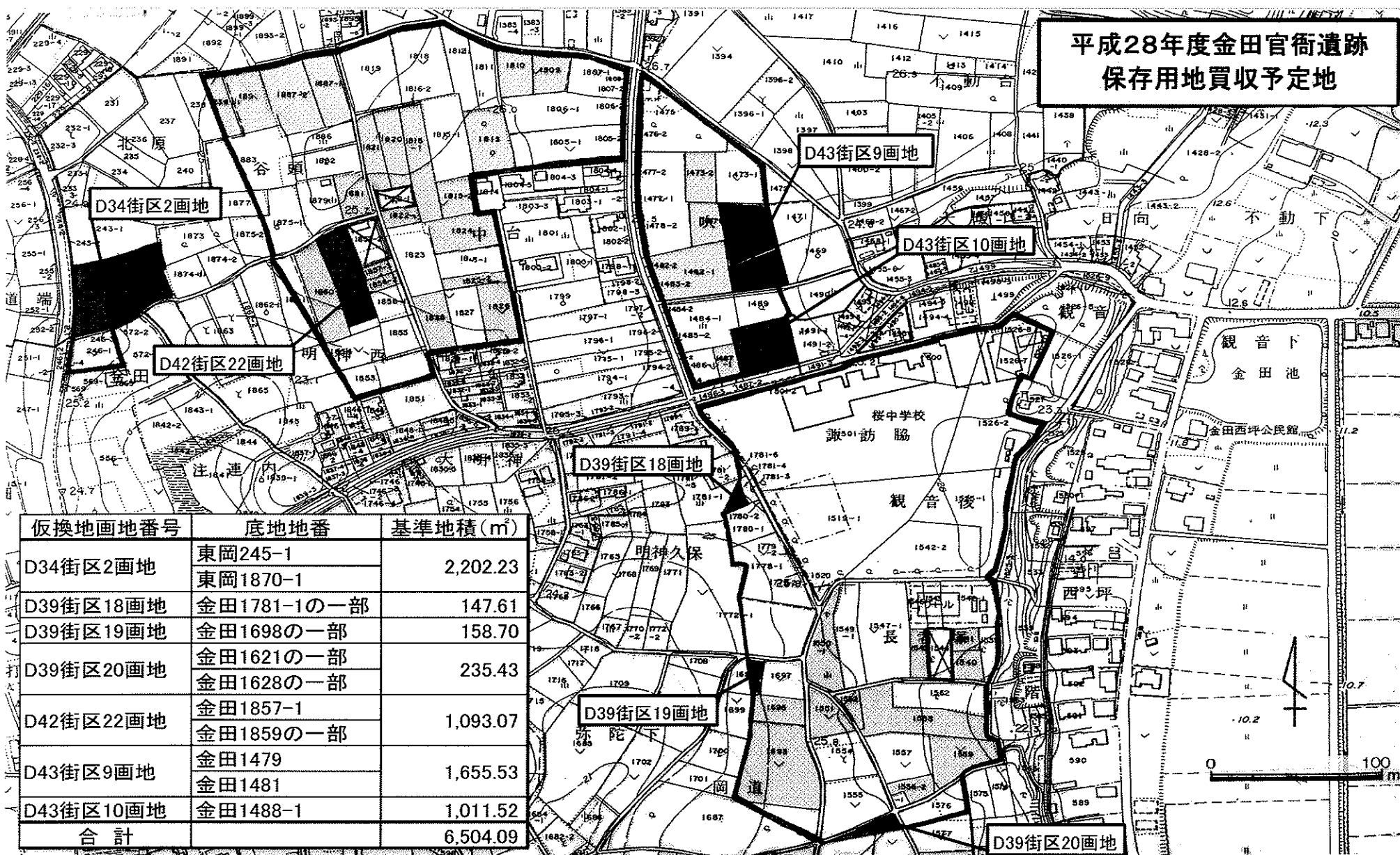
本部長 茂木 貴志

議案第 117 号資料

取得予定地一覧

所 在 地		地 目	地 積
中根・金田台特定土地区画整理事業地内 D34 街区 2 画地		宅 地	2,202.23 m ²
中根・金田台特定土地区画整理事業地内 D39 街区 18 画地		宅 地	147.61 m ²
中根・金田台特定土地区画整理事業地内 D39 街区 19 画地		宅 地	158.70 m ²
中根・金田台特定土地区画整理事業地内 D39 街区 20 画地		宅 地	235.43 m ²
中根・金田台特定土地区画整理事業地内 D42 街区 22 画地		宅 地	1,093.07 m ²
中根・金田台特定土地区画整理事業地内 D43 街区 9 画地		宅 地	1,655.53 m ²
中根・金田台特定土地区画整理事業地内 D43 街区 10 画地		宅 地	1,011.52 m ²
合 計			6,504.09 m ²
摘 要	従前地：つくば市大字横町 444 番 2 外 11 筆		

平成28年度金田官衙遺跡
保存用地買収予定地



仮換地画地番号	底地地番	基準地積(m ²)
D34街区2画地	東岡245-1	2,202.23
	東岡1870-1	
D39街区18画地	金田1781-1の一部	147.61
D39街区19画地	金田1698の一部	158.70
D39街区20画地	金田1621の一部	235.43
	金田1628の一部	
D42街区22画地	金田1857-1	1,093.07
	金田1859の一部	
D43街区9画地	金田1479	1,655.53
	金田1481	
D43街区10画地	金田1488-1	1,011.52
合計		6,504.09

28年度買収予定地

27年度までの買収地

太線：史跡指定範囲